

平成23年5月26日

# 教育委員会第5回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第5回定例会記録

◇開会年月日 平成23年5月26日（木曜日） 午後 1時40分開会  
午後 2時25分閉会

◇開催の場所 教育長室

◇出席委員 4名

委員長 阿部盛男君	委員 鶴岡昭雄君 (委員長職務代行者)
委員 津嶋ユウ君	委員 今井多貴子君

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長 (教育長 職務代行者)	今野慶正君	参事 (施設統 推進担 当)	梶原敏彦君
教育総務課長	吉田祐二君	学校教育課長	山田元郎君
学校管理課長	菅原正好君	生涯学習課長兼 中央公民館長	高橋忠之君
歴史文化資料 展示施設整備 対策室長	小畑孝志君	遊楽館長	菊地広君
図書館長	今野金俊君	体育振興課長 佐補	橋本淳君

◇書記

教育総務課長 佐補	大崎正吾君	教育総務課 幹	岡浩君
教育総務 課主査	高橋健之君		

◇付議事件

教育委員長の選挙  
一般事務報告  
・教育長報告

- ・平成23年度教育費に係る補正予算要求について（東日本大震災関係分）
- ・教育所管施設の再開について

審議事項

第9号議案 仮設校舎の建設場所について

第10号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則

第11号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について

第12号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について

その他

### 仮議長選出

○教育総務課長（吉田祐二君） 本日の会議に先立ちまして、委員の皆様にお諮りいたします。

委員長及び職務代行者について、平成23年5月25日をもって任期満了となったため、現在不在となっております。

この後行われます教育委員長の選挙により委員長が選任されるまで、会議進行を行う仮議長を委員の中から選出していただきたいと思います。

それでは、委員長選挙のため仮議長の選出をいたします。

仮議長の選出については、教育委員会には特に規定等がないので、地方自治法第107条、議会における臨時議長の規定を準用し、出席委員中、年長の阿部委員に仮議長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育総務課長（吉田祐二君） それでは、ご異議がないようですので、阿部委員を仮議長として進行していただきたいと思います。

それでは、阿部委員よろしく願いいたします。

○仮議長（阿部盛男君） それでは、仮議長に選出されましたので、委員長選出までの間、進行を務めさせていただきます。

---

午後 1時40分開会

○仮議長（阿部盛男君） ただいまから平成23年第5回定例会を開会いたします。

---

### 会議録署名委員の指名

○仮議長（阿部盛男君） 初めに、会議録署名委員を指名いたします。

本日の会議録署名委員は鶴岡委員をお願いいたします。

---

### 教育委員長の選挙

○仮議長（阿部盛男君） 本日は議事に先立ち、5月25日をもって任期満了となる委員長選挙を実施いたします。

事務局のほうから委員長選挙についての説明をお願いいたします。

○教育総務課長（吉田祐二君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規

定により、教育委員長の任期は1年と定められております。阿部委員長は5月25日で任期満了となりましたので、同法第12条第1項の規定に基づきまして、委員長の選挙を行う必要がございます。

また、選挙の方法について、無記名投票または地方自治法第118条第2項に規定される指名推選の二通りを提案いたしますが、慣例では指名推選の方法で実施されております。

なお、教育長に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により教育委員長に選任することができません。

以上、説明とさせていただきます。

○仮議長（阿部盛男君） それでは、選挙の方法について、無記名投票と指名推選、どちらかに決定したいと思いますが、慣例に基づいて指名推選の方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○仮議長（阿部盛男君） ご異議ございませんようですので、指名推選の方法で実施することといたします。

どなたかご指名をお願いいたします。

○委員（鶴岡昭雄君） 阿部盛男委員のほうにお願いしたいと思いますが。

（「お願いします」との声あり）

○仮議長（阿部盛男君） ただいま鶴岡委員から阿部委員推薦のご意見がございました。委員の皆様方がでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○仮議長（阿部盛男君） それでは、教育委員長につきましては、私が就任することといたします。

では、簡単にごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方、それから事務局の皆様方のご協力を得ながら教育行政の一層の推進のために頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（阿部盛男君） ここからは委員長として議事を進行してまいります。よろしくお願いいたします。

次に、私が不在の場合における職務代行者をあらかじめ指定しておきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） それでは、委員長職務代行者を選任したいと思います。職務代行者

につきましても、慣例に基づいて指名推選の方法で行ってよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) それでは、ご異議ございませんので、指名推選の方法で実施することといたします。

どなたかご指名をお願いいたします。

津嶋委員、どうぞ。

○委員(津嶋ユウ君) これまでどおり鶴岡委員にお願いしたいと思います。

○委員長(阿部盛男君) 津嶋委員から鶴岡委員推薦の意見がございました。委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

(「よろしく願います」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) それでは、委員長職務代行者につきましては、鶴岡委員を選任することに決めます。よろしく願います。

---

#### 一般事務報告

○委員長(阿部盛男君) それでは、本日の案件ですが、一般事務報告が3件、それから審議事項が4件及びその他となっております。よろしく願います。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告については、教育長職務代行者である事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長(教育長職務代行者)(今野慶正君) 私から1点、ご報告させていただきたいと思います。

去る5月23日月曜日、市議会第2回臨時会が開催されました。この臨時会についての教育関連の案件について、簡単にお話ししたいと思います。

今回の震災に伴う教育委員会の案件といたしましては、条例が2件でございます。今回の震災に伴う条例の一部改正では、平成22年度分の入学選抜手数料の減免と震災で奨学金対応者の全家族がやむを得ず石巻市外に転住する事態が想定された場合の奨学金の貸与の停止の取り消しとならないための2件の案件を提案いたしまして、いずれも承認されたところでございます。

また、予算関係につきましては、被災した学校への学校での代替校への通学する場合の通学バスの費用やあるいは学用品の支給、学校備品、用品。さらには被災学校、幼稚園再開のための応急復旧の予算など専決処分の報告で承認を求め、いずれも承認されたところでございます。

その後、専決処分の関係の質問事項では、まずは教育長の任用についての質問がなされてお

ります。

それと学校校舎への仮設住宅の建設についての質問。

それから、代替校への通学バスの運行と、さらに学区外及び学区外就学の緩和の措置。

それから、学校給食の開始時期から再開内容と、今後の学校給食のメニューの見通しなどについての質問もございました。それにあわせて、大きく被災した学校給食センターの復旧計画についてもご質問がありました。

児童・生徒の心のケア対策等の質問もあったわけです。

いずれにつきましても、この震災での質問の内容でございました。いずれの質問に対しても、今後、教育委員会として積極的に取り組むというような内容の回答を申し上げます。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対してご質問ございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ございませんでしょうか。

---

#### 平成23年度教育費に係る補正予算要求について（東日本大震災関係分）

○委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

平成23年度教育費に係る補正予算要求について（東日本大震災関係分）ですが、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（吉田祐二君） それでは、平成23年度教育費に係る補正予算要求について（東日本大震災関係分）を報告いたします。

表紙番号2の一般事務報告資料の1ページ及び2ページをごらん願います。

本報告につきましては、東日本大震災への対応のため、緊急的に必要となる費用について、現在、事務局で編成作業を行っている教育費関連の予算要求案を報告するものであります。

予算要求の詳細につきましては、配付した資料のとおりとなりますので説明を省略させていただきます。主な内容について説明させていただきます。

学校関連のものとしたしましては、震災以降、渡波、万石浦地区が恒常的に冠水しており、万石浦小・中学校に通学する児童・生徒のためのスクールバス運行経費。

次に、学校を避難所として使用したため、破損や汚れにより使用不能となったカーテンや暗幕等、購入やクリーニングのための経費。

次に、石巻北高飯野川校で学校を再開した船越小、雄勝中の電気、ガス、水道などの経常経

費の負担金。

次に、他の学校へ移動し再開している学校のうち、学年ごとに分散している学校及び教室数の不足のため学級編制基準を超えて学級編制をしている学校など仮設校舎の早期設置が必要とされる小学校4校、中学校2校、高校1校の仮設校舎の借り上げ費用、仮設校舎用の教材備品購入費、物品移動のための経費及びそれらに伴う国からの負担金。

次に、河南、住吉学校給食センターの災害復旧工事費及びそれらに伴う国からの負担金を要求しております。

なお、資料に記載されております学校の仮設校舎借り上げに関する要求額につきましては、平成25年3月までの期間の経費となっております。学校の仮設校舎につきましては、後ほど第9号議案、委員協議会でご審議等いただくことになっております。

次に、学校以外の教育施設のものとしたしましては、震度6弱の地震により屋根がずれ落ちる危険性がある牡鹿交流センターの屋根の修繕費用や公民館等の応急修繕費用を要求しております。

以上が今回の要求の概要となりますが、要求内容及び要求額につきましては現時点の内容であり、今後の編成作業の過程で変更となる可能性がありますのでご了承願います。

以上で、一般事務報告を終わらせていただきます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対しましてご質問等ございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ございませんでしょうか。

---

#### 教育所管施設の再開について

○委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

教育所管施設の再開について、この件につきましては各施設所管課長から報告を受けたいと思います。

初めに、スポーツ施設の再開について体育振興課長補佐の方からお願いいたします。

○体育振興課長補佐（橋本 淳君） それでは、私のほうからスポーツ施設の再開についてご説明を申し上げます。

資料2の3ページをお開きいただきたいと思います。

現在、市のスポーツ施設におきましては、屋内、屋外合わせまして避難所や救援物資集積所等として使用されておきまして、特に屋外スポーツ施設につきましては今後、仮設住宅建設用



地として活用されるということとなっております。

現在、比較的施設に被害の少なかった桃生、河南、それから北上地区のスポーツ施設におきまして、市民のみではなく、石巻地域2市1町の住民等の施設再開の要請にこたえますとともに、スポーツを通しまして被災した子どもたちの心のケアの一助となるためにも、一部再開するものでございます。

主な内容につきましては、開設日時を6月1日からということで予定しております。

開設施設につきましては、河南中央公園、野球場、それからテニスコートが2面。

桃生植立山公園、ソフトボール場、テニスコートが2面、ゲートボール場、それからマレットゴルフ場を開放いたします。

桃生スポーツ施設につきましては、野球場、それからテニスコートが2面、資料に「多目的グラウンド」とございますが、これにつきましては仮設住宅建設予定地であるということで、きのうの段階で知らせがありましたので、これについては、削除をお願いしたいと存じます。

それから、北上のにっこりサンパークにつきましては、テニスコート8面ございますが、8面のうち7面で使用可であるということで開放するところでございます。

また、少ない限られた施設の再開ということでございますので、申し込みが殺到し、大変な混雑が予想されると思われますので、各施設の利用方法につきまして若干の制約を設けてございます。基本的には、各施設管理規則に基づきまして利用していただくところとなりますが、石巻地区中学校体育連盟主催大会、いわゆる中体連、それから石巻市体育協会に加盟する体育団体及びスポーツ少年団が主催する大会に限りまして、例外的に3カ月前からの仮予約を認めるものとしております。その他の各施設の利用予約につきましては従前のおりとしております。

また、野球場につきましては、土日、祝日の利用については、公式大会等を除きまして1団体当たり月1回の利用と制限させていただきます。利用時間につきましても、平日を含めまして4時間以内で利用していただくこととしております。

その他につきましては、現在、再開される施設が限られているということでございますので、施設利用につきましては、当分の間、石巻地域2市1町の団体を優先するという形で再開したいと存じます。また、その他の利用に係る詳細な運用につきましては、各施設の状況に応じて行うものとしております。

次に、他の自治体との比較検討でございますが、仙台市におきましても体育館は5月1日よ

り、第1競技場、温水プールにつきましては修繕後、随時再開ということでございます。

隣の東松島市につきましても、運動施設、スポーツ施設につきましては避難場所や物資保管倉庫となっていることから、再開のめどが立っていないような状況でございます。

また、次のページになりますが、今回、再開しない他のスポーツ施設の現状及び再開予定については、次のページに記載してあるとおりでございます。また、この再開につきましての周知方法につきましては、現在、市のホームページ、それから7月号になりますが、市報への掲載、それから市内新聞社に掲載依頼を行ったところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対してご質問等ございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） それでは続いて、視聴覚センターの再開について、生涯学習課長からお願いいたします。

○生涯学習課長兼中央公民館長（高橋忠之君） それでは、視聴覚センターの再開についてご説明申し上げますので表紙番号2の5ページをごらん願いたいと思います。

この再開の背景でございますが、ここにありますように3月11日の震災以降、視聴覚センターがあります河北総合センターは避難所として利用されておりました。視聴覚センターの職員も避難所の運営に従事しておりました。その後、学校の再開に伴い教材、機器の貸し出しも必要となり、教職員を対象とした講習会、さらには避難所に対する視聴覚機器の貸し出しも見込まれることから5月から再開したものでございます。

それで、主な内容でございますが、開設が5月1日、開設時間については通常どおりということでございます。これにつきましては視聴覚センターのホームページで周知いたしております。

以上です。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対しましてご質問ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ございませんか。

それでは、公民館の再開について中央公民館長からお願いいたします。

○生涯学習課長兼中央公民館長（高橋忠之君） 引き続きまして、次のページ、6ページで

ざいます。

ここでの公民館は桃生公民館でございまして、総合支所と併設になっております。ここも3月24日まで避難所として利用されておりました。地震による多少の被害はあったものの会議室等の利用については差し支えない状態であったために5月1日より再開したものでございます。

再開の施設でございまして、5月1日からは会議室1から4、視聴覚室1、2、和室1、2ということございまして、時間も午前9時から午後4時半まで。それから6月1日からは、これに文化ホールも加えまして、開館時間も午前9時から午後9時までというふうになっております。

その他の自治体との比較でございまして、東松島市については避難場所となっております。再開は未定。それから新しい情報でございまして、女川町も避難所となっております。再開は未定ということでございます。

それから、今後の予定等でございます。この桃生のほかの公民館につきましては、避難所が閉鎖後に順次、開館予定ということになっております。また、施設被害が大きい公民館につきましては、基本的には再開する方針でございますが、長い時間が必要であると思われま。

また、いずれにしても公民館事業をどのような形で推進していくか、今後、検討して参りたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対してご質問ございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） よろしいですか。

それでは続いて、図書館の再開について図書館長からお願いいたします。

○図書館長（今野金俊君） 図書館の再開につきましてご説明申し上げます。

図書館本館は3月11日の震災以来、避難所として運営しております。職員も避難所対応等しておりましたが、避難民の減少に伴い2階に避難所機能を集約いたしまして、1階部分を開放して、当分の間、貸し出し返却のみの業務を行う予定でおりました。

開設日は6月1日から開館というふうな予定でおりましたところ、この資料にはございませんが、一昨日、国土交通省のほうから土砂災害危険の調査の発表がございまして、図書館北側の市道に面している石垣の部分が危険箇所というふうに判定されました。それに伴いまして対応をどうするかということ、ただいま関係の課で検討しておる最中でございまして、この検討を待ちまして今後の対応を決めてまいりたいというふうに考えております。

分館の状況でございますが、分館につきましては桃生、牡鹿分館が既に開館済みで、他の自治体は以下のとおり。今後の他の分館の予定についても記載のとおりでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの報告についてご質問ございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ございませんでしょうか。

続いて、かなんパークゴルフ場の再開について、遊楽館長からお願いいたします。

○遊楽館長（菊地 広君） それでは、私のほうから、かなんパークゴルフ場の再開について、ご報告申し上げます。

報告資料2の8ページをお開き願います。

かなんパークゴルフ場は3月11日の震災以降、施設の安全点検等のため閉鎖しておりましたが、これまでの利用者や市民、河南地区に避難しております住民等から早期の再開を望む声が非常に多くありました。また、施設自体にも大きな被害がございましたので、市民の健康増進及び交流の場の提供のため再開するものでございます。

再開月日は6月1日からで、午前9時から午後5時までの通常開設となります。

周知につきましては市ホームページ等で行うほか、県内各パークゴルフ協会にお知らせすることとしております。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対してご質問ございましたらどうぞ。

（「ございません」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） ございませんか。

---

#### 第9号議案 仮設校舎の建設場所について

○委員長（阿部盛男君） それでは、以上で一般事務報告を終わりました、次に審議事項に入ります。

第9号議案 仮設校舎の建設場所についてを議題といたします。

これは教育総務課長からお願いいたします。

○教育総務課長（吉田祐二君） ただいま上程されました第9号議案 仮設校舎の建設場所についてご説明申し上げます。

表紙番号1の1ページをお開き願います。

今回の震災により校舎が壊滅的な被害を受けました学校につきましては、さきにご説明申し上げますとおり、代替校に移動して学校を再開いたしております。これら被災した学校の今後の復旧整備につきましては、市の震災復興計画との整合性を図りながら教育委員会として学校施設の災害復旧整備方針を策定して進めていくこととなりますが、学校施設の復旧整備につきましては、相当の期間を要することが見込まれますことから当面の対策として他校へ移動している学校のうち、学年ごとに分散している学校及び教室数の不足により学級数の基準を超えて学級編制をしている学校7校について、今後の学習活動に支障を来さないよう仮設校舎を建設しようとするものであります。

仮設校舎の建設場所の選定に当たりましては、プレハブ校舎の使用が数年にわたりますことから小・中の接続、通学距離及び通学時間、屋外学習やクラブ活動などを考慮し、選定したものであります。

具体的な対象校と建設場所につきましては、表のとおりとなっておりますのでごらんを願いたいと思います。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。

はい、どうぞ鶴岡委員。

○委員（鶴岡昭雄君） では、1つ質問させていただきます。

あくまで仮設校舎ということなんですけれども、仮設校舎を建設しなければいけない学校が出ているわけなんですけれども、現在、被災前にあった場所に、基本的には戻る学校、戻らない学校があるかと思うんですが、その辺はどのような形になっているのでしょうか。

○委員長（阿部盛男君） 教育総務課長、どうぞ。

○教育総務課長（吉田祐二君） 現在、被災した地域におきましては新聞等でごらんいただいたかもしれませんが、市の震災復興基本方針、それに基づきまして土地の利用計画と申しますか、工業地帯でありますとか公園地帯、そういった色づけが今後、その復興計画の中で示されていくことになると思います。それらに基づきまして学校の建設場所も同一的な歩調の中で計画していくようになるかと思っておりますので、現段階ではまだ確定したお話はございません。

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

○委員（鶴岡昭雄君） はい。

○委員長（阿部盛男君） そのほかに、どうぞ。

○委員（鶴岡昭雄君） では、あと仮設の建設予定地がどうしても学校の校庭という形になり

ますけれども、ほかの市有地なり何なりで、できるだけ校庭を確保したいということで十分確保できますよという形にはなっていますけれども、やはり校庭以外での検討というのはなかなかなのではないでしょうか。

○委員長（阿部盛男君） 教育総務課長、どうぞ。

○教育総務課長（吉田祐二君） これにつきましては、ただいま申し上げましたように分散しているところ、それから2学年が一つの教室を使用しているというようなかなか厳しい学習環境のもとで動いているものですから、これは早急に解消したいと考えております。実際、校舎だけの場所であれば、それなりの確保はもしかすると民有地をとということもあるかと思いますが、どうしても学校施設ということから考えますと、それに運動施設、校庭も含めて考えなければなりません。そうしますと、土地の造成等を考えた場合に、またかなりの期間がかかることを見込まれますことから現段階では学校施設を共有したほうが速やかに解消できるのかなということで学校のほうを選定させていただきました。

○委員長（阿部盛男君） よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

どうぞ。

○委員（津嶋ユウ君） ここに上がっている学校、幾つか、この間訪問させていただいたので、状況がとてもよくわかるのですが、設置場所になっている学校の校庭も、そこも運動場所として大事なわけですので、建てる場合、1階ではなく2階建てぐらいの校舎をお考えなのではないでしょうか。

○委員長（阿部盛男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（吉田祐二君） 改めて、後ほどまた詳細のほうご説明申し上げますが、できるだけ運動用地を確保したいということから児童数、生徒数の多いところ、教室数の多いところはできるだけ2階建てで対応したいと考えております。

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

そのほかございませんでしょうか。

では、1点お聞きします。

そのこの表の中で渡波小学校が稲井中学校、渡波中学校が稲井小学校となっておりますが、この渡波の小・中とも稲井の小・中に隣接していますけれども、ここのところ何か理由があったのでしょうか。小学校の敷地内に小学校が行って、中学校に中学校がと単純な考えですが、理由がありましたら。

○教育総務課長（吉田祐二君） 今回の校庭の活用ということ考えた場合に、私のほうでは、学習もそうでございますが、放課後のクラブ活動ということ考虑した場合に中学校と中学校ではそれぞれの部活動が重なってなかなか有効活用ができないということから、小学校の放課後といえは余りクラブ活動がなされないものですから、小学校と中学校の組み合わせにしたほうがより校庭を活用できるのかなということで検討させていただきました。

○委員長（阿部盛男君） はい、わかりました。

そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第9号議案につきましては原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） それでは、ご異議ございませんので、第9号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第10号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則

○委員長（阿部盛男君） 次に、第10号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則を議題といたします。

これは学校教育課長からお願いいたします。

○学校教育課長（山田元郎君） それでは、第10号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則についてをご説明申し上げます。

資料1の2ページをお開き願います。あわせて、資料3の新旧対照表の1ページをごらん願います。

石巻市立女子商業高等学校につきましては、東日本大震災により学校施設に甚大な被害を受け、現校舎の活用、現校地での学校運営は不適であると判断がなされ、現在、各学年が3つの公立高等学校の校舎に分かれて授業を再開しているところでございます。

さらに、市立高等学校2校につきましては、現在、統合に向けて計画策定段階まで検討を重ねており、現行では市立女子高等学校と市立女子商業高等学校の両校舎を利用しながらの統合という計画となっておりますが、一つの校舎を利用しての統合に修正せざるを得ない状況となっております。このことから、平成24年度以降の市立女子高等学校及び市立女子商業高等学校の生徒定員、すなわち入試募集定員をクラス数の合計が統合の基本方針に掲げたクラス数の

6クラスとすることを目的に両校の生徒定員をそれぞれ1クラス減に改めようとするものでございます。

改正の具体的な内容であります。別表にございます石巻市立女子高等学校の第1学年の生徒定員をこれまでの200人から160人とし、石巻市立女子商業高等学校の第1学年の生徒定員をこれまでの120人から80人とし、また平成23年度入学生の進級を踏まえ石巻市立女子商業高等学校の第2学年の生徒定員をこれまでの160人から120人とするものでございます。

施行期日につきましては、附則で平成24年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

ないようでしたら、第10号議案については原案のとおり決することにしてよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） ご異議ございませんので、第10号議案は原案のとおり可決いたします。

---

#### 第11号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について

○委員長（阿部盛男君） 次に、第11号議案 石巻市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長からお願いいたします。

○生涯学習課長兼中央公民館長（高橋忠之君） それでは、第11号議案 石巻市社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げますので、表紙番号1の3ページから4ページをごらん願いたいと思います。

本件は、社会教育法第15条及び石巻市社会教育委員に関する条例第2条により、石巻市教育委員会が委嘱しております。今回、任期満了を迎えるために新たに委員を選任するものであり、任期は平成23年6月1日から平成25年5月31日までの2カ年となっております。なお、選出区分につきましては、従来、各地区から1名推薦していただいておりますが、今回の震災により推薦いただけなかった地区がありますので、今回の委嘱については10名となっております。

以上、その概要についてご説明申し上げますので、ご審議賜りたいとお願い申し上げます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。



(発言する者なし)

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

ないようでしたら、第11号議案については原案のとおり決することにしてよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長（阿部盛男君） ご異議ございませんので、第11号議案につきましては原案のとおり可決いたします。

---

### 第12号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について

○委員長（阿部盛男君） 次に、第12号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。

これは歴史文化資料展示施設整備対策室長からお願いいたします。

○歴史文化資料展示施設整備対策室長（小畑孝志君） それでは、文化財保護委員の選任についてご提案申します。

それでは第12号議案の委員の委嘱についてご説明申し上げます。

5ページのほうをごらん願います。

本議案は、現在、委嘱いたしております文化財保護委員の任期が今月末、5月31日をもって任期が満了となりますことから文化財に関し、識見を有する別紙6ページにある候補者名簿のとおり6月1日から25年5月31日までの2年間を任期として新たに文化財保護委員として委嘱いたしたく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第10号の規定により、教育委員会の議決を求めようとするものでございます。

新任委員につきましては、雄勝地区選出の千葉松一郎氏、それと北上地区選出の武山文衛氏、この2名でございます。

次に、今期、議長を務めております建築分野の担当の川名委員でございますけれども、この方につきましては本市の附属機関等の設置及び運営に関する指針がございまして、その第4条第5号に規定する年齢制限、いわゆる70歳に到達する場合については退任するというふうな部分がございますので、この規定にのっとり本人が退任したい旨、申し出たものでございます。その後任につきましては、石巻工業高校の先生と協議を進めておりましたが、引き受けることができないというふうなことでございました。なかなか大変な分野でございまして、引き続き、県のほうの文化財保護課と協議をしまいたいというふうな考えております。

それから最後に、一番上に書いてございます河北地区の立花委員でございますけれども、こ

こにも書いてありますとおり本年9月をもって83歳となるわけでございます。そういうことから、先ほどの川名委員同様、本来であれば今期で退任する予定でございました。それで、後任の人事もいろいろ探しておったわけでございますけれども、何分、国の天然記念物でありますイヌワシ研究の第一人者であるというふうなことで県のほうからも、やはり引き続き保護地区指導委員をしてほしいというふうなこともございまして、本市ももう2年間何とかお願いしたいというふうなことで引き受けていただいたところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございますでしょうか。

（発言する者なし）

ないようでしたら、第12号議案につきましては原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） ご異議ございませんので、第12号議案につきましては原案のとおり可決いたします。

---

## その他

○委員長（阿部盛男君） その他に入りますが、初めに委員方から何かございましたらどうぞ。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、各課長、所長方からございましたらどうぞ。

学校管理課長どうぞ。

○学校管理課長（菅原正好君） では、学校管理課から学校給食について、資料はございませんが、口頭でご報告申し上げます。

先月の定例会で学校給食センターの被災状況として河南給食センターの崩落した天井を改修することや食器を買いそろえることなどを予定しておりますこと。また、4月25日よりパンと牛乳で給食を再開し、1食当たりの給食費は106円としたことをご報告したところですが、その後、5月18日よりパンと牛乳に冷凍の桃やプリンあるいは焼き菓子のマフィンなどのデザートを添えて提供しております。

この後、6月からはご飯とパンを日が変わりで、交互に提供し、でき合いのものを温めたものがございますが副食を添えた給食とすることとしまして、献立につきましても各給食センター

ごとに独自の内容で提供してまいります。ちなみに、6月1日の住吉学校給食センターのメニューはご飯に豚肉のしょうが焼き、かつおふりかけ、牛乳を添えた内容としております。なお、河南給食センターの復旧見通しにつきましては、現在、工事を業者に依頼しておりますが、崩れた天井が厨房機器や調理器具の上に落ちている状況でございます。この瓦れきを取り除いたときに、その厨房機器の損傷が少ないことを祈っております。

現状から見ますと、河南給食センターにつきましては、おおよそ2学期から稼働ができるものと考えておまして、河南センターの稼働に合わせて、給食センターで調理した副食の提供を行う予定としております。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ございませんでしょうか。

なお、学校管理課長、多くの児童・生徒あるいは幼稚園児、避難先から等通っている子どもたちもたくさんおります。保護者の方は栄養面で健康管理が心配されていると思います。よろしく願いをいたします。

そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、事務局から次回の予定等について。

○書記（大崎正吾君） それでは、次回定例会の日程をご案内いたします。

次回、6月の定例会につきましては、市議会の日程の関係から流動的ではございますが、6月30日木曜日、午後1時30分から開催する予定となっております。場所につきましては現時点では未定でございますが、開催通知によりご案内したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部盛男君） それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後 2時25分閉会

---

教育委員長 阿 部 盛 男

署名委員 鶴 岡 昭 雄